

農家等が所有する農地で自ら開設する場合(農水省 HP 資料を参照し、作成)

開設方法	農園利用方式による場合 (法律の規制なし)	特定農地貸付法による場合	市民農園整備促進法による場合 (施設整備を要する場合)
開設者と利用者との権利関係	・農作業の実施 ＝農園利用方式	・貸付け ＝特定農地貸付け	イ：貸付け ＝特定農地貸付 ロ：農作業の実施 ＝農園利用方式
開設者の農地の取得の仕方		・自己所有地	・自己所有地
施設	・特に定めはない	・要件とされていない	・農機具収納施設、休憩施設、トイレその他の附帯施設の設置が必要
開設手続	・特に定めはない (施設を設置する場合は、農地法第4条の許可が必要)	・開設者と農地の所管する市町村との間で貸付協定を締結 ・開設者が貸付規程を添えて農業委員会へ申請 (内容審査の上、農業委員会が承認)	・「特定農地貸付け」の場合は、開設者と農地の所在地を所轄する市町村との間で貸付協定を締結 ・開設者が整備促進計画を作成し、市町村に申請(内容審査の、市長村が認定)
開設場所	・特に定めはない	・特に定めはないが、適切な位置にある場合に承認	・市民農園区域 ・市街化区域
メリット	・相続税の納税猶予制度の適用	・農地法の権利移動の許可等が不要 ・土地改良事業の参加資格の特例	・「特定農地貸付け」については、特定農地貸付法の承認があったものとみなされ、当該承認があった場合と同様農地法の権利移動の許可が不要 ・農地法の転用許可があったものとみなされ、整備運営計画に定める休憩施設等の整備については、農地法の転用手続き不要 ・市街化調整区域で開設する場合、都市計画法の開発行為などの許可可能